

第三者評価結果

事業所名：鶴見ルーナ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの理念を踏まえ、保育所の理念や基本方針に沿い、また、小学校連携、行事、子育て支援などは、地域の状況を考慮し作成しています。法人の園長会で作成しており、毎年2月に職員の意見を踏まえて、見直しを実施しています。保育所保育指針が示している養護にかかわる配慮事項、教育における0歳児の3つの視点と1歳以上児の5領域について、ねらいと内容、職員の配慮事項を記載しています。全体的な計画は、園の保育理念や保育方針、保育目標に基づいて、年齢ごとの保育目標を設定し、特色ある教育と保育について記載しています。地域の実態に対応した保育事業と行事への参加については、職員会議などでの職員の意見を反映させて、園長と主任が中心となって作成しています。2月に開催する法人の系列全園の全職員が参加する法人全体会議では、次年度の全体的な計画を配付して理解を深めています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>各保育室は採光が良く、24時間換気システム、温湿度計や空気清浄機を備え、エアコンを使用して、適切な温湿度管理がされています。設定の目安はマニュアルに記載しています。換気に関しては排煙窓を利用し常時行っています。音環境に対しては吸音材を各保育室天井に設置しています。園舎や園内はマニュアルに沿って掃除や消毒が行われ、ワックスかけ、換気扇掃除、寝具の乾燥を定期的に行い、清潔が保たれています。保育室は床暖房を取り入れています。子ども用のイスやテーブルは神奈川県産のヒノキを使用しています。保育室の玩具や絵本は、子どもの興味や年齢に応じたものを自分で自由に取り出せるように配置しています。トイレは明るくやわらかな色彩になっています。午睡、食事は適切な環境になるように配慮しています。子どもが一人で落ち着きたいときは、カーペットや、子ども用ソファなどを置き、子どもが自分のスペースで自由にくつろげるように工夫しています。玩具、トイレの清掃、消毒などはチェック表で漏れがないように管理しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの心身の成長や課題については入園時の家庭との面談や児童票、生活リズム表等を活用し、生育歴や発達状況を把握し一人ひとりの個人差を尊重して保育にあたっています。0~2歳児クラスでは、ゆるやかな育児担当制を導入し、個々の状況に応じた保育を行うよう努めています。子どもの気持ちを尊重し、3~5歳児クラスでは、自分で遊びを選べるようにするなど、自分の気持ちを言えるように援助しています。まだ、言葉で自分の気持ちを伝えられない0~2歳児などは、喃語や、表情を見て気持ちを代弁し、子どもの気持ちに共感し、受け止めています。保育士は、子どものやる気を起こすようなかわり方を意識しています。保育者は子どもの気持ちに寄り添い、子どもの顔を見てスキンシップを図り、安心して自分の気持ちを表現することができるように努めています。常に穏やかに話をし、子どもとの信頼関係が育つように努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では入園時に児童票や生育歴を保護者に記入してもらい、家庭での子どもの様子を把握して、子どもの姿について保護者と共有し子どもの発達に合わせた食事、睡眠、排泄、身支度などの生活習慣が身につくように援助を行っています。子どもの自立心をはぐくむ前向きな言葉かけで子どもの主体性を尊重して対応しています。子どもに対して行った援助方法や声かけの内容、その時の子どもの様子などは、職員間で共有しています。子どもが日々の生活の中で楽しく生活習慣を身につけられる工夫として手洗い・うがい・歯磨きなどは方法やその理由等も知らせています。手洗いは保育者と一緒に、実際に手を洗いながら視覚的、実践的に手洗いの大切さを伝えています。日常の着替え、片付けなどでは、子どもが自分でしてみようという気持ちを大切にしています。保育者は、子どもができた時にはほめ、積極的に取り組めるように工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園は指導計画の中で子どもの主体性を重要視しており、日々の活動は子ども主体になるよう子どもの思いや意見を引き出し反映しています。0~2歳児クラスでのゆるやかな育児担当制の実施や3~5歳児クラスは遊ぶ場所や物を自分で選んで遊ぶことができる、主体性を大切にしたい選択制保育を実施しています。4、5歳児クラスでは、法人合同の観劇や遠足、マンションの広場での遊びなどの活動を通して、社会的ルールや態度を身につけられるようにしています。また、身近な自然や地域の人と触れ合うことができるよう努めています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児の保育室は、ゆったりとしたスペースで、家で過ごすようにくつろいで快適に過ごせるように環境設定を工夫しています。遊び、午睡、食事のスペースを分け、安全な環境に配慮しています。保育室は子どもの視線の高さに合わせた遊具を備え、柔らかい触感のもの、音のするものなど、感覚的に子どもの興味関心をはぐくむ環境になっています。保育士は、子どもの表情を見ながら声をかけたり、発する声から機嫌を把握しています。子どもが喃語で話しかける言葉を、意味のある言葉に変えて返すなどしながら、子どもの自己肯定感をはぐくむようにしています。保護者との連携では連絡ノートを使い、園での様子を丁寧に伝え、送迎時は家庭での子どもの様子や保護者の様子にも気を配るなど、保護者とのコミュニケーションを大切にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1、2歳児の特色として、自我がはっきりとしてくる時期なので、子どもの気持ちを大切にして、子どもが無理なくできる事は、それに応じたかわりをするように努めています。ゆるやかな育児担当制を導入し、愛着関係を築き、個々の状況に応じた援助ができるようにしています。子どものやりたい気持ちを大切に保育にあたり、保育士は子どもが自分で満足いくまで遊べるように子どもの傍らで様子を見ながら安全に配慮して見守っています。誉め言葉をかけ、子どもの気持ちに寄り添っています。探索活動の時には、保育士は子どもの動きから何をしたいのかを考え、それに近い遊びを取り入れ、子どもが遊びに充実感を持てるように努めています。朝、子どもが集まる場では、異年齢でのかかわりがあります。保護者とは、連絡帳や降園時の会話で子どものエピソードを伝え、園への要望を把握するなど、子育てが家庭と連携してできるように園全体で配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児は、個々の興味や関心を把握し活動が発展していくようにかかわり、集団活動の中で保育士を介しながら、遊びが広がるようにしています。鬼ごっこなど簡単なルールのある遊びを通じ、みんなで遊ぶ楽しさを感じられるように配慮しています。4歳児は前半は個としてとらえ3歳児の計画を継続し、後半は一人ひとりの良さを認め合い集団の中で自分の力を発揮できるようにしています。5歳児は、折り紙から絵本を題材にしたペープサートの作成まで発展しました。他クラスの前で上演するまで、クラス全体で意見を出し合い、担任と話し合いながら完成していくように努めています。自主的な取り組みを大切にし、一人ひとりが力を発揮できるようにしています。毎日の活動時のドキュメンテーション、園便りの配付、懇談会、保育参加等で、保護者に子どもの育ちや取り組んできた活動をより知ってもらえるようにしています。また、園便りを地域へ配付し地域の方に保育内容を知っていただいたり、運動会では近隣保育所や第三者委員、小学校の先生を招待しています。園児の就学先には、幼保小連絡会や就学前の情報共有の際伝えています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園舎内にはスロープで段差無く入る事ができ、園内は多目的トイレの設置をし、バリアフリー構造になっています。配慮の必要な子どもについては、障がい児指導計画を作成し保護者と話し合い、課題について共有しています。また、個別の指導計画で立案したねらいをクラスの月間指導計画に反映させています。クラスではお互いを認める気持ちが芽生えるような援助をしています。職員は障がいに関する外部研修等を受講し、障がいのある子どもへの理解やかかわり方を学び、園内研修を実施しています。保護者と連携を密にし、定期的に臨床心理士の保育観察後ケース会議を行い知識や情報を得ています。横浜市東部地域療育センターなど専門機関の助言を受け保育に取り入れ情報共有し、子どもとその保護者の気持ちに配慮した対応を心がけています。保護者には懇談会で園としての障がい者受け入れについて説明したり、関係する専門機関の地域療育センターなどのパンフレットを置いたりしています。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園では、全体的な計画「長時間にわたる保育」を子ども一人ひとりの在園時間を考慮しながら、1日の生活を見通して作成しており、長時間にわたる保育についての配慮事項を記載しています。子どもの状況に応じてコーナーづくりをしベッドにもなるソファを利用しゆったりと過ごせる環境設定をしています。また、職員が対面でスキンシップを多くとり、家庭的な雰囲気の中でのんびり過ごせるよう配慮しています。朝夕の合同保育の時間帯では、異年齢で過ごし安全性に十分配慮したおもちゃを自由に取れるようにしたり職員が絵本の読み聞かせをしたり、子どもがさみしさを感じないようにしています。18時30分には軽食、19時には夕食を提供しており、お迎え時間が急に遅くなる場合にも、軽食や夕食を提供できるようにしています。子どもの様子については、連絡帳、写真掲示などで知らせたり、伝達ファイルに記載し口頭でも伝え合ってお迎え時に保護者に伝え漏れが無いようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 5歳児クラスでは、小学校の接続期の計画を全体的な計画の中で作成しており、就学に向けた活動内容を設定して保育にあたっています。小学校との交流（コロナ禍で手紙の交流になっていますが今後は1年生との交流が再開予定です）や他園の5歳児との交流を行うなど、子どもたちが卒園と入学を意識しながら、生活を送れるようにしています。保護者に対しては、就学に向け小学校との交流で得た情報を提供したり個別面談、クラス懇談会で就学に向けての園の取り組みなどを説明して、保護者の安心につなげています。職員は、幼保小の接続期研修などで、他園の職員や小学校の教員と連携を図っており、就学先の教員とは、面談や電話などで情報交換を行っています。保育所児童保育要録は、一人ひとりの10の姿を踏まえ、担任保育士が作成し、園長と主任が最終確認を行って就学先の小学校に提出しています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 法人で作成した子どもの健康管理に関するマニュアルを整備し、マニュアルに沿って子ども一人ひとりの健康状態を把握しています。体調の悪化やけが、事故に関しては伝達ファイルやアクシデントレポートに記載し保護者に伝達をしたり電話連絡をしています。職員は、マニュアルに基づいて登園時や保育中の健康観察を行っているほか、看護師が毎朝各クラスを回って特記事項があれば保健日誌に記録しています。子どもの既往症や予防接種の状況などは入園時面談や保護者との連絡帳で把握し、年度ごとに保護者に書類を渡し更新し職員間で情報を共有しています。看護師が中心となって、健康管理保健計画を作成し、月ごとの健康管理、保健指導、家庭との連携などについて取り組みを記載しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策については、昼ミーティングや職員会議で確認しており、SIDSチェック表を用いて午睡中の呼吸や顔色などを確認しています。重要事項説明書や園のしおりに健康管理に関する園の方針や取り組み内容について記載し、入園時に保護者に説明しています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 園では、内科健診と歯科健診を年2回行い、身体測定を毎月実施しています。健康診断の結果は児童票に記載し、必要な情報を職員間で共有し子どもとのかかわりや保護者支援につなげています。子どもの健康診断の結果について気になることがある時には、全職員に周知しています。内科健診及び歯科健診の時には、事前に保護者より園医への質問を受け付け、医師より回答をもらっています。こうすることで健診の大切さや子どもの健康への関心を高めてもらう意図もあります。健康診断時に子どもの成長発達について気になることがある場合は、職員全体で周知し対応を検討しています。子ども向けには栄養士からかむことの大切さや栄養の話をしたり、看護師から紙芝居などで歯の大切さの話をしたりしています。健診結果は健診結果表で保護者に伝えています。歯科健診後には園医より園での現状や保護者からの質問に関してフィードバックがあるので、冊子にして玄関に置いています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 法人で作成のアレルギー対応マニュアルと厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。園では除去食、代替食を提供しています。食物アレルギーがある場合、保護者にかかりつけ医の「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらってから食事の提供を開始しています。アレルギーに関する園の取り組みについては、園のしおりに記載し、保護者に入園時に説明しています。アレルギーのある子どもの食事は、アレルギー疾患生活管理指導表に基づいて提供し、毎月、保護者と担当保育士が献立のチェックをし、かかりつけ医の生活管理指導表に基づいた対応を行っています。食物アレルギーのある子どもの場合は、保護者と日々の登降園時に情報共有を図っています。食事を提供する際は、食物アレルギー個別ファイルに沿って、専用のトレイや食器、食具、名札の使用と調理職員と保育士によるチェック表を用いたダブルチェックと声出し確認を行って事故防止に努めています。園内研修では、事故発生時の対応方法を確認しています。重要事項説明書にアレルギー対応についての園の方針について記載して、入園時に保護者に説明しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 「食育計画」には、野菜の栽培や食事マナーなど、多様な食育活動を取り入れ保育の全体的な計画に位置付け、子どもたちが食に関する知識や関心を深められるようにしています。各保育室では、食事、遊び、午睡のスペースを分けることで、落ち着いて食事ができる環境を整えています。園庭などで弁当箱に詰めた給食を食べる「ピクニックデイ」を実施するなど、子どもたちが食事を楽しめるよう工夫しています。年齢や子どもの様子を見ながら食べる量を調整しており、子どもが完食できた喜びを味わえるようにしています。また、苦手な食材も少しずつ食べ進められるよう声かけを行いながら見守っています。食器は温かみのある高強度陶磁器を使用し、食具は年齢や発達に応じて大きさや重さを調整しています。食器や食具は、子どもの年齢や発達に応じて形状や重さを変えて対応しています。毎月発行している給食便りには、給食メニューのレシピを掲載して保護者に伝えています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 食事は子どもの状態に適した大きさや柔らかさに調整するなど、個別の対応をしています。特に0歳児の離乳食は、個々の食べ進みの状況に応じて食材の大きさや硬さを変更するなどの対応を行っています。栄養士は、各クラスの給食時間を見て回り、子どもたちの喫食状況を把握できるようにしています。給食会議でも味付けや調理方法などについて、意見交換を行い献立を見直しています。旬の食材を多く使用し、季節の行事の七夕、お月見、節分等の献立を取り入れて、盛り付けや彩りなど、子どもが食に対して興味を持てるように工夫しています。月に一度、日本各地の郷土料理をメニューに取り入れているほか、誕生会の日にはおやつにケーキを提供するなど、子どもが給食やおやつを楽しめるようにしています。給食会議で喫食状況を把握し献立に反映させています。調理員は食品衛生管理者研修に参加し、大量調理マニュアルや調理業務作業基準をもとに、衛生管理が適切に行われています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0~2歳児クラスでは、個別の連絡ノートを用いて、日々の子どもの様子を保護者に伝えており、3~5歳児クラスでは、日々の活動の様子はクラスごとのホワイトボードのコメントとドキュメンテーションでお知らせし、必要に応じて連絡ノートも使用しています。また、保護者全体懇談会やクラス懇談会、園便り、クラス便りを通じて、保育内容のねらいや行事の目的などを保護者にわかりやすく伝えています。個人面談は年間1回を基本に実施しており、希望があれば随時対応し、面談記録を記載して職員で共有しています。保育参加は、製作やゲームなどを子どもたちと一緒に楽しみながら、園での生活を知ってもらう良い機会となっています。今年度はクッキングや季節の行事、園外保育等の動画配信や写真掲示を用いドキュメンテーションで子どもの成長の様子を保護者と共有しています。保護者との情報共有については経過記録などで記録に残しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園では保護者との日々のコミュニケーションに努めています。日頃から相談しやすい雰囲気づくりをして送迎の際の情報共有をしつかり行うことで信頼関係を築けるよう取り組んでいます。個別に相談を受け付ける際は、必要に応じて部屋を用意し、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しており、内容によっては、園長や主任が同席することもあります。送迎時や連絡ノートを通じて、保護者の悩み事や困っていることなどを把握し、声かけを行ったり保護者の思いを傾聴したりするなどしています。受け付けた相談内容は、所定の用紙(個人面談記録)に記録し、連絡ノートでの相談に関してはそのコピーを児童票に貼る等して継続的に支援を実施できるようにしています。保育士は、保護者対応や相談援助に関する研修に参加して学んでいるほか、相談を受け付けた職員に園長や主任がアドバイスを行うなど、保護者に対する適切な対応を行えるように体制が整備されています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 職員は、朝の受入れ時の身体目視、着替えやオムツ交換時の身体観察、保育中に子どもの心身の状態や言動などを注意深く観察し、保護者とのやり取りを通じて家庭での様子の把握に努め、虐待など、子どもの人権侵害の兆候を見逃さないようにしています。あざや傷などを発見した場合、子どもの言動などから気になることがある場合は、昼のミーティングや伝達ファイルで職員間で情報共有をしています。継続性や緊急性がある場合は主任、園長に速やかに相談し、鶴見区こども家庭支援課や児童相談所などの関係機関と対応する体制があります。気になる保護者には声をかけ見守っています。法人作成のマニュアルに、虐待の定義や早期発見のポイント、通報先などを明記し適切な対応を行えるようにしています。全職員を対象に「人権擁護のためのセルフチェックシート」を使用し人権擁護の園内研修を実施しています。また、鶴見区が開催する虐待防止研修にも参加しています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 年間指導計画や月間指導計画、個別の指導計画の振り返りについては、日々の保育日誌等をもとにクラス会議の話合いなども含めて自己評価を行っています。職員会議では、各クラスの振り返りの内容を伝え合い、互いの意識向上を図りながら、学び合っています。職員個々の自己評価は半期に一度、法人で作成している「自己評価シート(基本行動8つの力)」(区分:正職員・パート 職種:保育者・保育補助にチェックを入れて記入するようになっています)また「成長課題(共有)シート」を用いて実施しています。この自己評価を基に園長による面談を行って、個別の課題を確認し、改善に向けて目標を設定して専門性の向上に努めています。職員の自己評価については子どもの年齢別研修や職員会議で職員間の信頼関係をより深めながら、さらなる保育の質の向上に向けて取り組みを進めています。園としての自己評価は、保護者アンケートの集計結果と職員個々の自己評価結果を踏まえて、毎年3月に実施しています。	